

大阪府、大阪市と丸紅株式会社との空飛ぶクルマの大阪での商用運航実現と
産業振興に向けた連携協定

大阪府（以下「甲」という。）、大阪市（以下「乙」という。）と丸紅株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力することによって、空飛ぶクルマの大阪での商用運航実現と産業振興に向けた取組の充実を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について相互に連携・協力する（以下「本連携・協力」という）。

- （1）大阪での空飛ぶクルマの商用運航実現とその後の大阪・関西における事業展開に関する事項
- （2）万博で培われた機運の継続及び社会受容性の向上に関する事項
- （3）運航を中心とした周辺事業との連携、関連産業の拡大による大阪・関西経済の活性化に関する事項
- （4）救急医療、災害時における支援等に関する事項
- （5）その他、この協定の目的に資する事項

2 本連携・協力を効果的に推進するため、甲、乙及び丙は定期的に協議を行うものとする。なお、本連携・協力の具体的な内容については、この協定の別紙（以下「別紙」という。）並びに甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

（期間）

第3条 この協定の期間は、締結日から1年間とする。

2 前項に規定する期間の満了の日の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも、書面による協定終了の申出がない場合は、満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（変更及び解約）

第4条 この協定の変更又は解約は、甲、乙又は丙のいずれかの申出に基づき、甲、乙及び丙の協議によって行うものとする。この協定の変更は甲、乙及び丙3者合意の上、記名押印によるものとする。なお、別紙については、これによらず3者合意にて変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙のいずれかが、次の各号のいずれかに該当するときは、他の当事者は何らの通知も要せず、この協定を解約することができる。

- （1）反社会的勢力と社会通念上非難される関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

(2) 他の当事者に対して、脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。

(3) 他の当事者の信用を失墜させ、又は業務を妨害する行為があったとき。

3 前項の規定により、この協定を解約した者は、この協定が解約されたことによって他の当事者に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(確認事項)

第5条 この協定書は、甲、乙及び丙の連携・協力の枠組みを定めるものであり、各当事者に対し、特定の成果の達成・資金拠出・役務提供・契約締結その他の法的拘束力を生じさせるものではないことを確認する。各当事者は自己の裁量により本協定に基づく連携・協力の全部又は一部を中止し又は変更することができる。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年5月8日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事 吉村 洋文 印

乙：大阪市

代表者 大阪市長 横山 英幸 印

丙：東京都千代田区大手町1-4-2

丸紅株式会社

代表取締役 社長 大本 晶之 印